

平成 30 年度第 2 回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会
会議録

1. 開催日時 : 平成 30 年 6 月 15 日 (金) 10:00~11:30
2. 開催場所 : 奈良商工会議所 AB 会議室
3. 出席者
 - 環境影響評価審査部会委員 : 8 名
藤井部会長、樋口委員、坂井委員、高田委員、成瀬委員、前迫委員、前田委員、山田委員
 - 事務局他 : 8 名
(奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課、景観・自然環境課)
4. 傍聴者等 : 0 名
5. 議題 : 京奈和碎石場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について
6. 配付資料
 - 資料 1 環境影響評価準備書についての意見の概要の送付について
 - 資料 2 環境影響評価準備書についての市町村長意見
 - 資料 3 京奈和碎石場拡張事業に係る環境影響評価準備書 (既送付)
 - 資料 4 審査部会における意見概要、事業者の見解
7. 議事概要 : 事務局より、意見の概要の送付、市町村長意見の提出について説明した後、事業者が、委員からの意見に対する見解について説明を行い、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

藤井部会長：ただいま事業者から回答がありました内容について、また本日お気づきの事がありましたらご意見をお願いいたします。前回いただいたご意見に対する事業者見解について、これでいいのか、もう少し説明が必要なのかお聞きしたいと思います。まず大気質の方から。

樋口委員：特に意見はございません。散水を適切に履行しますということなのですが、既に準備書にも書かれていますが、可能な限り具体的に記していただきたいと思えます。

藤井部会長：続いて、成瀬先生のご意見いただいた分の回答について、コメントいただければと思えます。

成瀬委員：先ほどの事業者見解で大略理解しましたが、もう少し詳しく教えていただきたいところがあります。1つは発破不使用区域を設定することによって本来の用が足せるかという質問をしました。回答では機械の掘削によって対応することができるという回答でしたが、地盤の性質が一般の人にはよく分かりません。もちろん機械で掘削ができればそれに越したことはないと思えます。ですから地盤の状況を書いていただくか説明していただければ。いわゆる機械の掘削でできる理由があると分かり易いと思えます。

その次の回答も図示されておりますし、理解できましたが、私の質問の意味は騒音の削減が確認された後に残壁を残されるかどうかなんです。検証された後ですね。周辺の住民の要望はどうなんでしょうか。残壁を残したままの方がいいのかどうかをお聞きしたかったんです。騒音の削減が確認された後の処置はどうされるのでしょうか。

事業者：1点目の地盤の状況ですが、発破不使用区域は岩が出てこないの機械での対応が可能という事でございます。周辺住民については、十分に説明を行うという事になっております。

成瀬委員：周辺住民には十分な説明をされるということなのですが、残壁はその後どうなされるつもりでしょうか。

事業者：今施工中の残壁につきましては、最終的には取っていきますので、無くなっていきます。切り土の部分との境については残っていきますが、修景緑化をしますので、残壁がずっと残るということはないです。

成瀬委員 : 住民の方との合意があれば結構です。

高田委員 : 関連して質問です。発破を使わなくても岩が出てこないのが掘削で可能という話と関連して、数値とか断面図では何となく分かるのですが、平面的に分布というか領域が書かれた図面というのはどこかに示されているのか確認したいのですが。

事業者 : 今示していませんので、今後検討させていただいて、出せる資料があれば出させていただきます。

高田委員 : わかりました。

事務局 : 前回の部会におきまして、成瀬委員の方から県に対して道路交通騒音についてのご意見を県にいただきましたので、説明させていただきます。準備書の255ページの表7-2-36“運搬車両の走行に伴い発生する騒音の予測結果(昼間)”の将来交通量の欄で70.1dbという数字が入っております。環境基準が70dbでありますので、0.1ポイント多くなっています。これについて県としてどう考えるのかというご意見がありました。そもそも環境基準は環境基本法の第16条で「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準」として主に行政目標値として使われている基準です。騒音に関しては市町村長に権限がありますので、例えば市町村の環境計画等の中で行政目標値を達成するための施策等を講ずるのに盛り込まれるという形で考えております。

この情報は既に関係市町村の方には提供しておりますが、県から再度この環境影響評価の結果に注目して情報提供をし、必要に応じて助言等を行っていきたいと考えております。

藤井部会長 : ありがとうございます。成瀬先生よろしいでしょうか。

成瀬委員 : それで結構です。この事業に直接関係することは少ないですので、それでも結果として公表されているわけですから0.1dbでもオーバーしていることには変わりませんから。それについて指摘させていただいただけです。

藤井部会長 : 続いて、前迫先生からの意見につきまして、お願いいたします。

前迫委員 : 1番のご説明いただきました点ですが、言っておられる事は分かりますが現実

的に種子吹き付けで行うときは、事前に実験をしてみて、「ススキが出てくるな」とか「アカメガシワが出てくるな」といった結果を経て行います。調査票を拝見するとあまり外来種が入ってないので、シナダレスズメガヤミみたいなものは入らないだろうと思いますけど、事前調査があつて吹き付けて思い通りにいくことは少ないので、斜面の上部に吹き付けをして下に行くほど植栽工を使うということになっているんですが、補足図-2では最初にコナラが来るようになっていますが、吹き付け工でコナラがうまく生えるというのはかなりレアです。ですからちゃんとコンセプトがあつてそれに沿う形でゾーニング等を考えていただければありがたいです。

スダジイを書いています、あの辺りではスダジイはかなり少なく、コジイぐらいでしょうから、平坦部は四季の変化に富んだ里山の景観形成と書かれていますけども、この種で階層構造が発達するとは思えなくて、花木になるツツジとかツクバノウツギとかヤブムラサキといった名前が出てこない、このまま書かれたとおりに修復されたとすると、ブナ科の細いのが暗い森を作ってしまうので、計画が甘いのではないかと思うところがあります。平坦部は四季の変化に富んだ里山景観を創るのであればそういうことが必要でしょうし、法面部の上の斜面で吹き付けをするならば、事前に調査をして、外来種が出てこないかどうか、イネ科としてどういうものが出てくるのか確認するなど、もう少し詰めていただけるとありがたいという印象を持ちました。

2番、3番、4番はこれで結構です。5番については前田先生のご質問で、私は補足をさせていただいた側ですので、これは前田先生のご質問になるかと思えます。この文章を読んでいると、薪炭用として植栽された群落とあるので、それは意外で、アカマツ林からコナラ林に遷移した途中のものかなと思ったら、薪炭用に植栽されたコナラ群落とあるので、それが本当だったら「コナラ植栽林」になるので、あの辺で特別に薪炭用に植えた森なのかなと不思議に思いました。6番目は「+」が多くて「+2」もあり得るのではないかという事と、植被率と被度・群度を付けておられるのが数値的に合わない部分もありましたが、細かいことですので、大枠としては理解しておりますので、結構かなと思えます。

藤井部会長：今の前迫先生の意見に対して回答いただければと思います。

事業者：1番の緑化手法についてですが、まだ詰めきれていないところがあるので、もう一度検討させていただきたいと思えます。5番については薪炭用に植栽された群落という趣旨で書いてありますが、これももう一度検討させてい

ただきたいと思います。

前迫委員 : よろしく願いいたします。

藤井部会長 : 文化遺産の坂井先生からのご意見についてはいかがでしょうか。

坂井委員 : この説明で、既に遺跡が無くなっていることが確認されたので、これで結構です。ここで確認されているのが巨勢山古墳と小型の古墳と、川合城跡というおそらく戦国時代の小型のお城で、曲輪という斜面を平らに造成したものと、堀切が確認されているというのが、県の遺跡地図に載っていることですが、現地できちんと確認しないと非常に見落とし易いです。それから地図に表示してる場所と位置が少しずれている可能性もあります。今は GPS など位置をきちんと確認しているのですが、かつては現地で周りの地形を確認して位置を落としているだけなので、ここで表示されている位置が正確でない場合もあります。さらに掘削を拡げるときは、事業者の方で判断せずに教育委員会と十分に連絡をとって、事前の調査をもれなくきちんとやっていただきたいと思います。

事業者 : 県の文化財保存課から着手 60 日前までには、文化財保護法に基づく奈良県教育委員長あての発掘届を、御所市の教育委員会にも提出する必要があるという意見をいただいていますので、手続に沿って実施したいと考えております。

坂井委員 : 補足ですが、法律上 60 日前となっていますが、60 日前よりも早めにしないと十分な協議と事前調査ができないので、そのことも念頭においていただければと思います。

事業者 : 了解しました。

藤井部会長 : 最後の廃棄物の山田先生のご意見についてはどうでしょうか。

山田委員 : 第 3 種建設発生土ということで、確実に販売できるのか少し不安はあるのですが、この見解で了解しますので、評価書に前回の事業者見解も入れて記載いただきたいと思います。その時に第 3 種以上の品質になっているという試験データを付けていただければと思います。それから県の方をお願いしたいのですが、拡張事業がされている時に第 3 種以上にして盛土材等に販売でき

ているという事を確認していただけますでしょうか。事後調査ということになると思いますが、出来ますでしょうか。

事務局 : 奈良県環境影響評価条例 28 条に 3 ヶ月に 1 回の報告をしなければならないという規定がありますので、定期的に確認させていただきます。

山田委員 : よろしく申し上げます。

藤井部会長 : ありがとうございます。前回までのご意見について、事業者から回答いただいて、緑化手法等は今一度検討いただくことと、高田先生から機械で掘削できる図面等の分かるものがあれば、という事。文化財は調査の時に事前に協議・手続きしていただければと思います。

次に新たにお気づきの点や質問などがありましたら、関連する質問でも構いませんので積極的にご意見いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

成瀬委員 : 低周波音のなかで、火薬学会が提唱する参照値を使っておられますが、アセスでは特定工場等の敷地境界で規制値があるので、その整合性を何らかの形で示す必要があるのではないかと思います。発破には特殊性があると思いますが、アセスには敷地境界で判定する手順もあるわけですから、その整合性を示す必要があるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

事業者 : 低周波音については、特定工場等の規制基準に低周波音は含まれておりませんので、騒音レベルでの対象となっております。低周波音には環境基準も規制基準もありませんし、現在でも道路交通の橋梁の低周波の影響については目安としてあげている数値はあります。今回は火薬学会の低周波音の目安を使っています。全てが特定工場の規制の対象に含まれるわけではありませんので、今後どうするかは検討したいと思っています。

成瀬委員 : アセスの目標は、近くの民家の影響がどうかということですから、それ（規制基準）がないならアセスの元来の目的としては合致していると思います。しかし、今回のように火薬学会が提唱する参照値で評価するのはいかがなものかと思います。それを「整合性」と私は表現しましたが、「整合性」に準じたやり方で特殊な理由があつて県の方と相談なさって、火薬学会の参照値を使って判断したということを示した方がよいと思います。

藤井部会長：これは県の方から回答いただけますでしょうか。

事務局：先生もご存じだとは思いますが、低周波音には規制値はございません。騒音規制法や振動規制法では規制値がありますので整合性はありますが、低周波音は特殊ですので、事業者と擦り合わせて検討させていただきたいと思えます。

成瀬委員：何らかの形で示していただければ。

藤井部会長：学会が提唱する値がいいのかという問題は、よく出てくる話なので、周辺住民への影響がないようにしていただければと思います。他に何かございますでしょうか。

前迫委員：準備書 P444 に、影響がある種が植物であげられています。それに対する保全措置も書かれてますが、長期間に渡ることになるので、その点の管理の考え方について確認をさせてください。直接改変で影響があると考えられているのがアマクサシダ、イチヤクソウ、コクランと 3 種あがっていますが、これの対応について口頭で説明をお願いします。

事業者：アマクサシダ、イチヤクソウ、コクランについては事後調査として P447 表 7-8-20 に示しています。移植の約半年後、1 年後、2 年後、3 年後の計 4 回で移植対象種が活着しているかどうかの事後調査を実施します。調査方法は移植個体を確認して活着状況を記録し、留意事項としては移植した植物の生育状況または生育環境が変化した場合は、原因を検討した上で、生育環境の改善や再移植を実施することとしています。移植に関する知見はいまだ蓄積が少ないため先生方の助言を踏まえながら実施したいと思えます。事後調査の結果の公表は原則として事業者が行うものとするので、公表時期、方法は関係機関と連携しつつ適切に実施することとしています。

前迫委員：移植先をどういうエリアで考えておられるかを補足いただけますでしょうか。

事業者：移植エリアについては、準備書 P445 の図 7-8-4 の“重要な植物種の移植適地”のとおり、アマクサシダについてはスギ・ヒノキ植林地、イチヤクソウについてはコナラ群落、コクランについては、コナラ群落、シイ萌芽林、スギ・ヒノキ植林地、竹林等を移植適地としています。これらは実際確認された場所の環境を移植適地という形にしています。

前迫委員 : これらは今後掘られていくこととなるが、おおよそどの辺りに移植されるつもりかは今の段階でわからないか。残っているスギ・ヒノキ林やコナラ群落に植栽することになると思うというレベルか。もう少し具体的に構想があるか。分布エリアにも依ると思うが、掘り進めていくのと移植するタイミングはどうか。移植する場所やタイミングについてスケジュールはどうなっていますでしょうか。

事業者 : 今の段階ではそこまで詰めていないので、検討させていただきたいです。

前迫委員 : いずれにしても、事業地内で適地を求めて、モニタリングするという考えでよろしいでしょうか。

事業者 : そのとおりです。残置森林の中で移植を行いたいと思います。

前迫委員 : モニタリングもされるということですか。

事業者 : はい。

前迫委員 : 承知しました。よろしく願いいたします。

高田委員 : 準備書 P29 の流域図、P30 の沈砂池の断面図と関連して、確認させてください。流域界、分水嶺が書かれていますが、P13 の採取計画の第 7 回から第 11 回を見ると、これを越えて掘削されるような計画に見えます。貯留施設の沈砂池が 2 つ書かれていますが、現在の流域界を越えて掘削するとなると、特に西側に掘削が進んでいったときに、掘削のやり方によっては、西側にある細かい谷に土砂が流出してくるのではないかとこの恐れを感じます。

北側の小流域の、前迫先生から指摘のあった池の所も同じようなことが起こりうるのではないかとこの思うのですが、現在の分水嶺を越えて掘削していく場合に、隣の流域に入る時どういう掘削の仕方をするのか非常に気になります。掘削の仕方によっては西側の小さな谷に土砂が流出していきかねないのではないかと。最終的には矢印で書かれているように水や土砂は流れると思われていますが、そこに至るまでの過程で、赤線で入り込んでいる西側の谷に、こちら側には沈砂池がありませんので、土砂などが流れるのではないかとこの気になります。工事の方法にもよると思いますが、この点はいかがでしょうか。

事業者 : 掘削の仕方は、準備書 P12 に採取計画の図面がありますが、第 2 回以降で西側に流域を越えて朝町川流域に掘削する場合は、高い位置から朝町川への最終の沈砂池そして流末の放流先に向けて勾配をとって掘削していきますので、そちらに向かって流れていくような掘削方法をとります。したがって途中の西側の谷には水が流れないような掘削法です。第 2 回はかなり高いフォーマーションで掘削してまいります。第 3 回、第 4 回と深く掘り下げていきまして、平面図内の赤い縦線が一番高いところになり、河川課と協議しなくては いけません、流域面積を朝町川と曾我川で等分になるように調整しながら掘削していく考えです。

高田委員 : 具体的に教えてほしいのですが、例えば分水嶺の谷頭についてどう処理するのでしょうか。土砂が片側に向かわないようにコンクリートで土砂を押しさえておいて、反対側を掘削するのですか。

事業者 : 朝町川の流域に入るものは、まず朝町川に流れる流末エリアから掘削を始めていきます。両側から削って行き、最終的に合体する形になります。

高田委員 : そうすると P29 でいうと、最終的には（真ん中の）青色の線まで掘削するということですね？

事業者 : 図面上部の朝町川という最終の放流の川や貯留施設をまず整備してから朝町川流域の掘削を始めます。最初のとっぺん（分水嶺部分）は仮設で西側に流れるようにしながら掘削します。

高田委員 : 例えば P29 朝町川流域と書かれている、すぐ右上に矢印が書いてある尾根のあたりは、どういう方法で掘削するのでしょうか。ここの土砂が雨が降ったときに西側に流れていかないように青色に示した範囲から出て行かないような対策を何かされるとということですね。

事業者 : 谷筋を作って、上（高いところ）から朝町川に流れるように、計画的に掘削していきます。

高田委員 : そういう所がちゃんと担保されるように工事途中でもしっかりやってほしいと思います。特に西側で、貯留施設を通らないで流れる土砂がないようにモニタリングを継続してほしいと希望します。

藤井部会長：これについては工事をやっている途中でモニタリングをして、土砂が流れてしまう事があったら対策を取るということでよろしいですか。

事業者：そうです。

前迫委員：モニタリングでお願いできるなら、現地で重要な植物の中にイヌタヌキモとカワヂシャという、ため池やその周辺の河川で確認されている種があるんですが、これについては、先ほどご説明いただいた様に、土砂防止策みたいなものをもうけて、濁水が池に流れ込まないように対策をとりますということでしたが、植物というのは、非常に長期的な影響を指標してくれるので、現状変化がないかを、瞬間ではなくてずっと表してくれる環境指標種としてとてもいい材料じゃないかと思うんです。イヌタヌキモとカワヂシャについてもモニタリング項目に入れていただけるようなものなのか、お伺いできればありがたいのですが、いかがでしょうか。

事業者：入れられるように検討させていただきたいと思います。

前迫委員：ありがとうございます。

藤井部会長：前田先生お願いいたします。

前田委員：準備書の383頁、ホトトギスの予測結果ですが、黒ぼつ（・）が四つあって、四番目に結論が書いてあって、影響があると予測されるのは、二番目だけなんですよね。一番目は、要するにホトトギスは、ウグイスに托卵するからウグイスがいればいいという話で、ウグイスの餌となる、鱗翅目が多数確認され、ということなんです、何処で、というのが書いていないんですよね。残置林で調査したのか、これから掘削でなくなる場所で調査したのかというのが、書いていないので、これをどう評価するのか、ちょっと考えられないんです。それは、何処で、昆虫の現地調査をやったのでしょうか。この土砂を採るところのど真ん中でやったんなら、この表現はあたらないうんですよね。

事業者：昆虫の調査は、ライトトラップ、ベイトトラップと、あと任意採取で調査範囲を広く歩く調査を実施しております。その中で、ウグイスとかも食べられるような昆虫がたくさん確認できたので、十分にあるという評価にしてあります。予測結果にしてあります。

前田委員 : だから、何処でというのを書かないと、例えば、土砂採取区域のど真ん中で確認されただけならば、それは将来的に無くなるんだから、こういうふうには書けないと思うんですね。残置林の中でなら、書き方として分かるんだよね。この文章だけでは分からない。

事業者 : こちらの方は、書き直しで検討させていただきたいと思います。

前田委員 : それと、結論的に、本種の生息環境の変化は小さいということで、影響がないということになっているんだけど、一番下に書いてある。「採取区域の存在が本種に与える影響はあると予測される。」って、この影響があるっていうのは二番目の繁殖期の時のコミュニケーションがうまく、騒音等で妨害されて取れなくなるから、ということだけなんですよ。

事業者 : はい、そうです。

前田委員 : これだったら、逆に、やってるときさえ注意すれば後は影響ない。ということになるの。騒音をあまり立てないようにするとか、そういうようにやると影響が無いということになるんですか。

事業者 : こちらの方は、今すぐ即答できないです。

前田委員 : 一、二、三番目があって、二番目だけが影響があるということなんですよ。だから、「したがって」という結論を書くのに内容をもうちょっと検討していただきたいということです。

事業者 : 分かりました、検討させていただきます。

藤井部会長 : ほかに何かございませんでしょうか。だいたいよろしいですか。ご意見出尽くしましたね。また、じっくり見てみるとおもしろい発見が出てくるかもしれませんけれども、本日、多数ご意見いただきましたので、その内容については、また検討していただく事項も多数あるので、それについては、また、ご回答いただくとともに、新たにお気づきの点などについては、事務局を通じて、早めにご意見いただいて、また、事務局の方から回答いただくことにしたいと思います。本日の部会は、これで終わりにしたいんですけども、本日意見がまとまらなかった場合の予備日を設定しておりましたけれど

ども、意見、ある程度まとまりましたので、次回は 27 日になるかと思ひます。次回の方は、先ほど言ひましたように、部会の意見を取りまとめることが中心になると思ひますので、また、環境審議会での発表資料等の確認になると思ひます。いろいろあるかと思ひます。もう一度、準備書を見ていただき、ご意見がありましたら、事務局の方にメール等と言ひていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。